

## 自転車交通ルール検定 解答・解説

問題番号	解答	解 説
1	○	正しい。
2	×	誤り。自転車は「車両」なので、車道通行が原則であり、車道を通行する場合は、道路の左側端に寄って通行しなければなりません。
3	○	正しい。
4	×	誤り。自転車は「車両」ですので車道通行が原則です。ただし、次の場合は例外として歩道を通行することができます。 1) 道路標識や道路標示で歩道を通行できるとされているとき 2) 運転者が幼児・児童(13歳未満)、70歳以上の高齢者、車道通行に支障がある身体障害者であるとき 3) 車道又は交通の状況からみて通行の安全確保のため、やむを得ないとき 歩道を通行する時は、歩行者の通行を妨げることをないよう十分注意してください。
5	×	誤り。歩道は歩行者優先です。歩道を通行するとき、歩行者によけてもらうためにベルを鳴らしてはいけません。歩行者の通行の邪魔になるときは一時停止しなければなりません。
6	×	誤り。車道の左側端を走行することが原則です。交差点や踏切の手前などで停止している車やゆっくりすすんでいる車があるときは、その車の前に割り込んだり、これらの車の間をぬって前に出たりしてはいけません。
7	×	誤り。歩行者がいる場合は通行の妨げになるおそれがあるので自転車から降りて押して歩きましょう。
8	○	正しい。路面が凍り付いているところや風雨がつよいときは、自転車を押して歩きましょう。
9	×	誤り。自転車は「車両」に含まれることから、一時停止の標識がある交差点では、自動車と同じように一時停止して安全を確かめなければいけません。違反すると3ヶ月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金となります。
10	×	誤り。歩道を通行するときは徐行(すぐに停止できるような速度)し、歩行者の通行を妨げるおそれのあるときは、一時停止する必要があります。歩道を通るときは、普通自転車は、歩行者優先で通行しなければいけません。
11	×	誤り。黄色の灯火の意味は「自転車は停止位置から先へ進んではいけません。ただし、黄色の灯火に変わったときに停止位置に近づいていて安全に停止することができない場合を除く」となっています。
12	○	正しい。
13	○	正しい。
14	○	正しい。
15	×	誤り。自転車で交通事故を起こしたときは、過失傷害罪などの刑事責任と被害者に対する損害賠償などの民事責任が生じます。福岡県自転車条例が改正され、R2年10月1日より自転車保険の加入が義務となりました。万が一に備えて必ず自転車保険に加入しましょう。
16	×	誤り。自転車同士で交通事故を起こしたときは、直ちに運転を停止して、負傷者を救護し、事故の続発を防ぐ措置を行った後、交通事故の状況などを警察官に届ける必要があります。
17	×	誤り。自転車の運転者が守るべきこととして、福岡県道路交通法施行細則で有効な警音器を備えていない自転車を運転しないこと、と定められています。
18	×	誤り。歩道でほかの自転車と行き違うときは、速度を落としながら安全な間隔を保ち歩行者に十分注意して、対向する自転車を右に見ながらよけるようにしましょう。
19	○	正しい。
20	×	誤り。自転車も車両であり、駐車禁止場所にはとめることはできません。また、自転車を駐車する時は歩行者や車の通行の妨げにならないようにしなければいけません。近くに自転車駐車場がある場合は、自転車をそこに置くようにしましょう。
21	○	正しい。
22	×	誤り。イヤホンやヘッドホンなどを使用して安全な運転に必要な音・声が聞こえない状態で自転車を運転してはいけません。違反すると5万円以下の罰金となります。
23	×	誤り。自転車の前照灯は、夜間、前方10メートルのものが見える明るさが必要です。
24	×	誤り。自転車に乗る前には、点検をし、悪い箇所があったら整備に出しましょう。また、定期的に自転車安全整備店などへ行って点検や整備をしてもらいましょう。なお、自転車は、努めてTSMARK、JISMARK、BAAMARK、SGMARKなどの自転車の車体の安全性を示すマークの付いたものを使いましょう。
25	×	誤り。ブレーキが故障している自転車には乗ってはいけません。走行中ブレーキが故障したときは自転車を押して歩きましょう。
26	×	誤り。道路交通法で二人乗りは禁止されており、違反すると2万円以下の罰金又は料料となります。ただし、16歳以上の運転者が、幼児用座席に幼児を乗車させる場合などを除く。
27	×	誤り。「並進可」標識のある場所以外では並進禁止です。違反すると2万円以下の罰金又は料料となります。
28	×	誤り。歩道を通行している場合には歩行者用信号機に従います。(歩行用信号機がない場合を除く)
29	×	誤り。令和5年4月1日の法改正で、「子ども・高齢者のみ」の着用努力義務が、自転車を利用する「すべての人」に変更されました。
30	×	誤り。通話やメールを問わず、携帯電話を使用しながら自転車を運転してはいけません。違反すると、 6月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金 (交通の危険を生じさせた場合は1年以下の拘禁刑または30万円以下の罰金) となります。